

鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例及び鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部改正について

次のように改める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例及び鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部を改正する条例

(鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例（平成 1 7 年鹿沼市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「別表第 2 に掲げる」を「1 月につき専用する面積 1 平方メートル当たり 4 0 0 円の」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

(鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部改正)

第 2 条 鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例（平成 1 7 年鹿沼市条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 5 条第 2 項中「別表第 2 に掲げる」を「1 月につき専用する面積 1 平方メートル当たり 5 0 0 円の」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例第 1 0 条第 2 項及び鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例第 5 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る専用使用料について適用し、同日前の利用に係る専用使用料については、なお従前の例による。